

家畜を取り扱う動物取扱業者の皆さまへ

令和2年9月栃木県

以下について、該当する場合は、対象動物を飼育している場所を管轄する家畜保健衛生所へ御連絡ください。

また、当該動物の購入者にも同様にお伝えくださいますようお願いいたします。

1 定期報告について

次の対象動物を所有している方（動物取扱業者を含む）は家畜伝染病予防法に基づき、毎年、その飼養状況を県に報告していただきます。

なお、新しく飼い始めた際は、すぐに御連絡ください。

対象動物：牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥

報告時期：毎年2月頃

（前年に報告された方には報告用紙を郵送します）



2 豚熱ワクチン接種について

栃木県内で飼養されている豚及びいのししは、愛玩動物についても豚熱ワクチン接種が義務付けられています（令和2年2月から）。

まだ、接種を受けていない場合は御連絡ください。

対象動物：豚（ミニブタ、マイクロミニブタを含む）及びいのしし

接種回数：初回接種及び追加接種（3回）の計4回

接種費用：1頭あたり340円/回（令和2年9月現在）



3 伝達性海綿状脳症（TSE）検査について

めん羊、山羊及び鹿は、12か月齢以上で死亡したか、神経症状などの異状を示して死亡した場合にTSE検査が義務付けられています。該当の場合は速やかに御連絡ください。なお、検査費用はかかりません。



お問い合わせ先（管轄の家畜保健衛生所）

| 管轄する市町 | 家畜保健衛生所名 | 住所 | TEL FAX メールアドレス |
|---|---------------|------------------------------------|--|
| 宇都宮市、鹿沼市、日光市、真岡市、矢板市、さくら市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、塩谷町、高根沢町 | 県央 家畜保健衛生所 | 〒321-0905 宇都宮市 平出工業団地 6-8 | TEL：028-689-1200 FAX：028-689-1279 Email：kenou-khe@pref.tochigi.lg.jp |
| 足利市、栃木市、佐野市、小山市、下野市、壬生町、野木町 | 県南 家畜保健衛生所 | 〒328-0002 栃木市惣社町 1439-20 | TEL：0282-27-3611 FAX：0282-27-4144 Email：kennan-khe@pref.tochigi.lg.jp |
| 大田原市、那須塩原市、那須烏山市、那須町、那珂川町 | 県北 家畜保健衛生所 | 〒329-2747 那須塩原市 千本松800-3 | TEL：0287-36-0314 FAX：0287-37-4825 Email：kenpoku-khe@pref.tochigi.lg.jp |

